

平成 23 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 23 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 23 年 3 月 24 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎 君	2 番 福田 修 君
3 番 岡田伊一郎 君	4 番 中山 久嗣 君
5 番 本下 利之 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 橋村 孝彦 君	8 番 前田 修一 君
9 番 樋口庄次郎 君	10 番 浪瀬 真吾 君
11 番 後城 一雄 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 紙谷 修 君	副 町 長 川添 要介 君
教 育 長 今道 大祐 君	総 務 課 長 森 隆志 君
建 設 課 長 山田 聡 君	産 業 振 興 課 長 原田 尚登 君
町 民 生 活 課 長 林田 政佳 君	農 委 局 長 (原田 尚登) 君
町 民 福 祉 課 長 三根 貞彦 君	税 務 課 長 富永 勝 君
水 道 課 長 西坂 孝良 君	会 計 課 長 森山 武司 君
財 政 管 財 課 長 下野 慶計 君	教 育 次 長 山口 章 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 議案第 12 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計予算

日程第 2 議案第 13 号 平成 23 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

日程第 3 議案第 14 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 4 議案第 15 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第 16 号 平成 23 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

開 会（午前 10:00）

○議長（森敏則君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 12 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計予算

日程第 2 議案第 13 号 平成 23 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

日程第 3 議案第 14 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 4 議案第 15 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第 16 号 平成 23 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（森敏則君）

日程第 1、議案第 12 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計予算、日程第 2、議案第 13 号、平成 23 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 3、議案第 14 号、平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 4、議案第 15 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 5、議案第 16 号、平成 23 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 5 議案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

堀総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（堀進一郎君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件 議案第 12 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 14 日、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 16 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は、景気の低迷、加えて急速な円高という条件のなかで、税収の激減は避けられない現状にあり、財源不足の多くを国債に頼って財源を確保するという国の予算の中で、本町の平成 23 年度

の予算は、骨格予算として行い、当初に計上しなければ事業の執行自体が困難なり、町民生活に影響を与えるようなものを除いては、原則として新規事業の計上は見送る内容としたもので、歳入歳出それぞれ 4,426,000 千円で対前年比 4.1%(188,000 千円)の減となっている。

歳入の一般財源の内容については、町税は、町民税（法人）が前年比 82.5%（18,078 千円）の増となっているが、町民税（個人）は労働人口減や厳しい雇用情勢により前年比 3.1%（6,441 千円）の減、たばこ税も対前年比 22.7%(10,893 千円)の減であることから、町税全体では対前年比 0.6%(4,176 千円)の増に止まり、なお、固定資産税については、土地、家屋では伸びているが、昨今の景気低迷による償却資産の減があり、全体では 0.8%(2,921 千円)の伸びである。

普通交付税については、測定単位（国勢調査人口）の減による影響、「地域活性化・雇用等対策費」による単位費用の増、特別交付税からの移行分などを勘案し、留保財源を残した上で前年比 1.6%（30,000 千円）減の 1,830,000 千円を計上されているが、当初予算の一般財源確保のため特別交付税 50,000 千円も計上している。

また、普通交付税振替の臨時財政対策債については地財計画による減を見込んで対前年比△28.6%(△80,000 千円)の計上である。

その結果、財源不足が生じた分については財政調整基金繰入金 60,000 千円(対前年比 54,000 千円増)により対応している。一般財源は 3,068,055 千円で前年比△1.9%(△60,922 千円)の減となっている。

なお、特定財源も対前年比 127,078 千円の減で、国県支出金や地方債の減によるものである。

歳出については、性質別にみると、増となった主なものは扶助費 8.3%（46,616 千円増）、物件費 5.8%（24,245 千円増）などで、それぞれ子ども手当の増額や個別予防接種委託料の増などが要因となっている。一方減となったものは、普通建設事業（△29.9%、△262,121 千円）や公債費（△3.3%、△28,668 千円）、繰出金（△5.4%、△34,604 千円）などで、普通建設事業費は原田地区排水路事業の皆減や大村東彼杵広域農道整備事業負担金の減、公債費は一般単独事業債の減によるもの、また、繰出金は土地開発基金繰出金の皆減によるものである。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 13 号 平成 23 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 14 日、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 16 日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催し審

査を行いました。

本年度予算は、新幹線工事に伴う搬出土に掛かる用地造成が予定されており、総額は、歳入歳出それぞれ 17,300 千円が計上されたものである。

以上、慎重審査の結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 14 号 平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 14 日、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 16 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

平成 23 年度国民健康保険事業特別会計予算総額は、対前年比 2.95%(33,500 千円)減の 1,104,000 千円が計上され、歳出予算の減額の主なものは、被保険者数の減少によるもので、これに伴い歳入の国庫支出金及び県支出金も減額したが、保険税については税率を改定したものの、本年度改定分は必要税額の 3 分の 1 の改正であり、また高額療養費の増も見込まれ歳入不足が生じたため、国民健康保険財政調整基金を当初予算から 39,000 千円繰り入れての厳しい予算編成である。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 15 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 14 日、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 16 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

高齢者の介護を社会全体で支えるよう創設された介護保険も第 4 期を迎え 12 年目となり、高齢化の上昇、要介護認定者等の重度化や要支援・要介護認定者の増、第 5 期（平成 24～26 年度）高齢者福祉及び介護保険事業計画の策定時期であり、介護保険料の見直し等に係る経費も計上し、保険給付費、地域支援事業費ともに前年度実績をもとに、本年度予算総額は、対前年度比 8.8%増の 812,600 千円で予算計上されたものである。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 16 号 平成 23 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日、16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 14 日、各課長、教育次長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査を行い、その後 16 日総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本案は、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度に基づく会計である。

歳入の主なものは 75 歳以上（65 歳以上で認定を受けている方を含む）の被保険者からの保険料と一般会計繰入金で、歳出の主なものは、長崎県後期高齢者医療広域連合納付金で、本年度予算総額は対前年比 1.0%増の 91,700 千円である。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

3 番、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案番号第 12 号です。

地域情報センターの職員募集が今回覧とか回されて、オフトークとか挙げられていますけれども、この当初予算の審査の過程で連合審査のときは何も説明名が出なかったんですが、委員会で審査の

過程で何か説明があったかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

堀委員長。

○総務文教厚生常任委員長（堀進一郎君）

行政からの説明ですか。

別にありません。

—△—△—。

○議長（森敏則君）

暫時休憩をお願いします。

暫時休憩（午前 10 時 18 分）

再 開（午前 10 時 18 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（堀進一郎君）

ありました。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長降壇を願います。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

一括しての討論はないと認め、これで討論を終わります。

これより議案第 12 号採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定する事に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森敏則君）

確認しました。起立多数です。

従って、議案第 12 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 13 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号、平成 23 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 14 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号、平成 23 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 16 号、平成 23 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 17 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 18 号 平成 23 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 19 号 平成 23 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 9 議案第 20 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

○議長（森敏則君）

日程第 6、議案第 17 号、平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算、日程第 7、議案第 18 号、平成 23 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 8、議案第 19 号、平成 23 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 9、議案第 20 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、以上 4 案を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 17 号 平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日及び 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 14 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会による連合審査を行ない、その後 3 月 16 日委員会を開催しました。

平成 23 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256,300 千円で、前年度に対し 36,600 千円(16.7%)の増である。

歳出については、総務管理費に係る主なものとして職員の給与費と、その他旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、積立金等で 37,778 千円が計上されている。

給水費に係る需用費全体では、28,711 千円が計上されている。

委託料は、メーター検針委託その他 16,023 千円が計上されている。その他、職員の時間外勤務手当、賃金、役務費等、給水費全体で 56,273 千円計上されている。建設費については、建設改良費が公共下水道事業、里一ツ石線改良事業、大野原高原線改良事業に伴う水道管布設工事など 62,971 千円を計上、また、遠目地区水道施設設置事業 57,212 千円が計上されている。

歳入については、水道料金収入見込み額を 136,007 千円、その他遠目地区水道未普及解消事業に係る国庫補助金 22,600 千円、一般会計繰入金 51,735 千円、公共下水道事業等に伴う補償費 12,008 千円、遠目地区水道施設設置事業に係る水道事業債 25,500 千円等が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し安全確保に努めてほしいとの意見が有りました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 18 号 平成 23 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日及び 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 14 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会による連合審査を行ない、その後 3 月 16 日委員会を開催しました。

平成 23 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,000 千円で、前年度に対し 2,000 千円 (4.7%) の減である。

歳出については、総務管理費 126 千円、運営費の光熱費等需用費 5,115 千円、及び維持管理保守委託料 5,438 千円、その他 1,445 千円が計上されている。西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比 6:4 で按分してある。公債費については、元利合計 28,403 千円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 34,747 千円、中尾地区・西部地区の使用料 6,201 千円、手数料及び諸収入等 52 千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 19 号 平成 23 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日及び 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 14 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、総務文教厚生常任委員会並びに産業建設常任委員会による連合審査を行ない、その後 3 月 16 日委員会を開催しました。

平成 23 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,600 千円で、前年度に対し 400 千円 (4.4%) の減である。

歳出については、総務管理費 35 千円、運営費の終末処理場の維持管理に係る諸経費 4,730 千円、公債費の建設費に要した下水道債の元利償還費 3,636 千円が計上されている。

歳入については、一般会計繰入金 6,082 千円と使用料及び手数料 2,508 千円、諸収入等 10 千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 20 号 平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 14 日及び 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 14 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め、総務文教常任委員会並びに産業建設常任委員会による連合審査を行ない、その後 3 月 16 日委員会を開催しました。

平成 23 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 413,000 千円で、前年度に対し 22,800 千円(5.2%)の減である。

歳出については、総務管理費の管理に係る職員の給料 9,196 千円、職員手当等 6,359 千円、共済費 3,247 千円が計上されている。運営費については、処理場光熱費 5,043 千円、処理場維持管理委託料等 17,679 千円が計上されている。建設費については、職員の給料 11,374 千円、職員手当等 10,253 千円、共済費 3,862 千円、また管渠詳細設計業務委託料 39,000 千円、管渠等工事請負費 202,200 千円、污水管工事に係る水道管移設補償費 9,100 千円が計上されている。公債費については、元利償還費として、86,311 千円が計上されている。

歳入については、主なものとして分担金及び負担金 10,476 千円、使用料及び手数料 28,831 千円、その他主要な財源は国庫負担金 112,000 千円、一般会計繰入金 139,085 千円、町債 122,600 千円が計上されている。

以上、慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案の通り可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で工事施工に当たっては、交通規制等地域住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全確保に努めてほしいとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長降壇願います。

それではこれから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 17 号、平成 23 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 18 号、平成 23 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 19 号、平成 23 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 20 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

再開を 10 時 50 分から行います。

暫時休憩（午前 10 時 40 分）

再 開（午前 10 時 50 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 10 請願第 1 号 現在の容器包装リサイクル法を見直し、ゴミの発生抑制と再使用が促進される法律にするための検討を求める意見所提出に関する請願

日程第 11 陳情第 3 号 保育守るための陳情書

○議長（森敏則君）

日程第 10、請願第 1 号、現在の容器包装リサイクル法を見直し、ゴミの発生抑制と再使用が促進される法律にするための検討を求める意見書提出に関する請願、日程第 11、陳情第 3 号、保育守る

ための陳情書以上 2 件を一括議題とします。

本案に対し委員長報告をそれぞれ求めます。

堀総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（堀進一郎君）

委員会審査報告書

去る、平成 23 年 3 月 9 日第 1 回定例会において、本委員会に付託された下記事件について、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 93 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

請願第 1 号 現在の「容器包装リサイクル法」を見直し、ゴミの発生抑制と再使用が促進される法律にするための検討を求める意見書提出に関する請願

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 16 日委員会を開催し、審査を行いました。

本件は、現状の「改正容器包装リサイクル法」には多くの問題点があり、この法律を真の意味での「ゴミが減る・環境への負荷が低減される」法律に見直し、根本的なゴミの発生抑制・削減・再使用が実現されれば、地球温暖化対策、ひいては持続可能な循環型社会形成に大きく寄与するものと思われ、「改正容器包装リサイクル法」の見直しを強く求めるものである。

慎重審査の結果、請願者の願意を認めるとともに、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出することも併せ、全員一致採択すべきものと決定しました。

委員会審査報告書

去る、平成 23 年 3 月 9 日第 1 回定例会において、本委員会に付託された下記事件について、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を会議規則第 94 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 3 号 保育を守るための陳情書

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、平成 23 年 3 月 16 日委員会を開催し、審査を行いました。

本件では、保育の分野を成長が見込まれる産業と位置づけ、幼稚園と一体化して市場化しようとする政策が推し進められようとしているのは、憲法や児童福祉法に基づく保育の公的責任を放棄するものであり、これにより、保育料の負担増によって利用したくても利用できない家庭や児童福祉施設最低基準の緩和による保育の質の低下、地域間での格差が生じることは明らかとされている。

したがって、子どもたちの保育を受ける権利は、国と地方自治体の責任において保障されるべきとし、子どもたちのすこやかな成長と発達を守るために、経済効率最優先の保育制度改革案に強く反対を求めるものである。

慎重審査の結果、陳情者の願意を認め、全員一致採択すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 55 分）

再開（午前 10 時 55 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長降壇願います。

それではこれから討論に移ります。

請願第 1 号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで請願第1号の討論を終わります。

次にこれから陳情第3号の討論をお願いします。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論がないようですのでこれで陳情第3号の討論を終わります。

次にこれから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って請願第1号、現在の容器包装リサイクル法を見直し、ゴミの発生抑制と再使用が促進される法律にするための検討を求める意見書提出に関する請願は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次にこれから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って陳情第3号、保育を守るための陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12 陳情第1号 千綿川下流に架かる水神橋のガードレールの安全確保の為の架け替え工事について

日程第13 陳情第2号 千綿宿海岸で頻発する高波被害への対策を求める陳情

○議長（森敏則君）

日程第12、陳情第1号、千綿川下流に架かる水神橋のガードレールの安全確保の為の架け替え工事について、日程第13、陳情第2号、千綿宿海岸で頻発する高波被害への対策を求める陳情、以上2件を一括して議題とします。

本案に対して委員長の報告をそれぞれ求めます。

浪瀬産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 1 号 千綿川下流に架かる水神橋のガードレールの安全確保の為の架け替え工事について

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 16 日産業建設常任委員会を開催し、陳情者の出席による現地調査と、その後建設課長の出席を求め審査を行いました。

本件は、千綿川下流に架かる水神橋のガードレールの安全確保のための架け替え工事の陳情で、千綿宿郷 1287 番地 1 の東宿自治会長下田 茂氏を筆頭代表とし、提出されたものである。この橋は、昭和 37 年の大水害の後架け替えられた橋で約 44 年を経過しており、橋台部分の鉄骨の腐食やガードレールの錆が見受けられた。

また、ガードレールの高さが約 70 c m と低く人が通るとき危険が予想された。

建設課長の説明では、橋の長寿命化計画の中にある長さが 15m 以上の損傷が大きい 5 橋の内の一つにも入っているとの事である。

この橋は、宿グラウンドや水神宮に通じる橋であり、ゲートボールやグラウンドゴルフの練習、更には水神宮の祇園祭の参列者等が多く通行されている橋であり、安全確保を図ってほしいとの陳情である。

以上、慎重に審査した結果、地域住民の願意を重く受け止め将来に亘る安全確保の為、全委員一致採択すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で落下防止のため高さを確保し、ガードパイプ設置などによる安全確保は出来なかなど早急に対処すべきとの強い意見が有りました。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次の通り決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 2 号 千綿宿海岸で頻発する高波被害への対策を求める陳情

2 審査年月日 平成 23 年 3 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、3 月 16 日産業建設常任委員会を開催し、陳情者の出席による現地調査と、その後産業振興課長の出席を求め審査を行いました。

本件は、千綿宿海岸で頻発する高波被害への対策を求める陳情で、千綿宿郷 1287 番地 1 の東宿自治会長下田 茂氏を筆頭代表とし、提出されたものである。

この場所は、水神宮裏の箇所農地約 5~6 h a を控える海岸線で台風などのとき西方からの高波

による飛沫で農作物に被害を与えているとの事である。現在、一部は消波ブロックが設置してあるものの約50mが未施工であり、松の木の定植などを試みているが、一向に効果が上がらず消波ブロックを建設してほしいとの陳情である。

以上、慎重に審査した結果、地域住民の願意を重く受け止め将来に亘る環境整備の為にも、全委員一致採択すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で県との連携により農地保全の為の事業メニューによる施工が出来ないかなど早急な対処をしてほしいとの意見がありました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行います。
質疑がある方は先に議案番号を告げてから行ってください。

1番、堀君。

○1番（堀進一郎君）

現場に産業建設常任委員会の方で行かれたとの事ですが、地元からも何人か立ち会われたのでしょうか。

○議長（森敏則君）

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（浪瀬真吾君）

ここに記載しておりますとおり、陳情者の地区の役員さんが5～6人見えました。

日頃の事情をお聞きし、橋とか海岸線を委員会と一緒に視察をしたところでございます。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長降壇願います。

それではこれから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って陳情第1号、千綿川下流に架かる水神橋のガードレールの安全確保の為の架け替え工事については委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って陳情第2号、千綿宿海岸で頻発する高波被害への対策を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 議案第22号 東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に日程第14、議案第22号、東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（紙谷修君）

議案第22号、東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、町営バスの運行路線に川内線を追加する為をお願いするものです。

概略につきましては総務課長に説明させます。

宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今回の町営バスの設置等に関する条例の一部を改正する条例、今回川内線を路線として追加をお願いしたいという事でございます。

今現在、大野原高原線、平成16年4月から運行しておりますけれども、大野原高原線のうち6便が通っておりますけれども、その6便のうち、始発2便がほとんど同時に町営バスセンターを発車しまして大野原周辺地区集会所に向かっております。

その後、大野原周辺地区集会所から彼杵中学校まで来るわけですけれども、その二つのバスのうち1便は大野原周辺地区集会所から大楠小学校で児童生徒さん達を降ろしまして、そのまま空っぽで1台はバスセンターに帰っていたわけですけれども、空車で回送している分を、今回川内の方に回して、川内の児童生徒さんの朝の登校の手助けをしたいということで、お願いするものでございます。

今現在、川内飯盛地区には15名の小学生、7名の中学生がおりますが、その方たちの足になりたいということでございます。

回送で来ている分を川内線に回して、その路線を川内線ということでお願いしたいという事であります。

中尾公民館前のバス停を起点としまして、大楠小学校で大楠地区の児童生徒さんを降ろしまして、その一旦空になった車両を、川内公民館バス停まで来まして、そこでUターンして児童さんを乗せ

まして、飯盛の愛宕運動広場にバス停を設けまして、そこで飯盛の児童さんを乗せて彼杵小学校、彼杵中学校へ運びたいということでございます。

勿論町道沿いの路線についてはフリー乗降区間ということで、手を挙げたら止まると、町道についてはそういう手立てもして行きたいと思っております。

今現在3月2日に地域公共交通会議を開きまして、ご承認を頂きました。

その後九州運輸局に有償のバスとして、川内線を登録を申請しまして、3月17日付けで九州運輸局から登録を頂いております。

その経過後、本日の議会への提案となった次第でございます。

第4条に川内線を追加しまして、別表第1中、これについては使用料を謳ってあるわけですが、それぞれの大人、子どもの欄に川内という文言を追加したいということであります。

運行については23年4月1日から適用したいと、新年度から適用したいということであります。

以上宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

4番議員、中山君。

○4番（中山久嗣君）

登校の時だけという事ですけれども、地域からの希望として下校時にはそういう希望はなかったんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（紙谷修君）

現行のバスを有効に使うという事の中で、地区からどうしても、朝早く起きて登校をしなければならないと、子供達が非常にかわいそうだとところで、当面は現行の予算の枠の中で、運行可能な運用が出来ないのかなと、将来の事はまだ他の地区との整合性もありますので、色々議論が出て来ると思いますが、当面はこれでやってみたいと考えております。

○議長（森敏則君）

10番議員、浪瀬君。

○10番（浪瀬真吾君）

町営バスの設置に関する条例の中で、第5条、3項の中に回数券または定期券によって使用料を納金する者は別途第2または第3に定める額を乗車券の発行と引き換えに納金しなければならないという事ですが、この中で回数券と通学定期というのがありますが、先日、総務課長にお尋ねをしましたところ、学生の通学定期では、100円という事で、月に片道20回、往復で40回で4千円になるわけですが、そのうちの60%という事で、1ヶ月定期で2400円になっているということでした。

今、町長の説明がありましたように、朝一便だけという事になれば、回数券を買えば一緒なんですけれども、定期券を買う場合には他の地域との格差が出てくるんじゃないかと、私はそのように思っています。

算出根拠が40回という事であれば、川内線については算出根拠を20回にして頂いて、20回の60%の1,200円に出来ないものかどうか、先日もその件については総務課長にお話をした事がありますが、今回その事は未だ挙がってきておりませんが、将来的に亘って、6月の議会とかに向けて

検討をされないものかをお伺いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（紙谷修君）

実は東部循環線、千綿の方は土曜日は運休しているわけですよね、そうするとさっき言われたことについて、整合性はとれるのかと言及したら、内容は1人もいらっしやらないんです、定期券は。

だからそういう定期券の需要が多くなるとすれば、定期券について川内線の場合は1日に1便しか乗れないわけですから、それに対しての割引率は当然変わって来るんで、その辺の整合性と言うのは今後の需要に応じてやっていくべきところはあるのかと、これは東部循環線もそうです。

他の所は全便土曜日まで運行しているところの率の中で、そのような定期券による割引率を適用してありますので、マックスの総数が減っている所に対しても、同じ割引にするのには、若干抵抗があるんじゃないかなと思っていますので、そういう研究は実態を見ながら特例措置として、例えば土曜日は運休している東部循環線の割引率はどうか、川内線のように1日1便しかない割引率はどうかという事は、研究課題としては捉えています。

以上です。

○議長（森敏則君）

10番議員、浪瀬君。

○10番（浪瀬真吾君）

町長の答弁では研究課題という事でございましたが、やはり実際的に子ども会あたりの話を聞いてみると、新学期に入ってから小学校の子ども達を皆さんの協議の中で、町営バスを利用しながら通学をさせたいということでございましたので、早急に措置を高じて、早い段階のうちに執行部あたりで検討して頂いてですね。

この前、期間が限定をしてあったような記憶をしていますが、全協の中で期間を限定してあったものですから、ずっと存続をさせて頂きたいというのが本音でございますけれども、早いうちに先程の定期券購入の仕方の見直しをお願いしたいと思っています。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（紙谷修君）

先ず期間の限定はありません。

これは陸運局の支局の認可が9月30日までですので、当然その前に地域公共交通会議を開いて、また再度更新という事で、3年ですね。

それと定期券の購入は、大野原高原線の子ども達を大楠小学校、これはほとんど定期券らしいです。

何故かという定期券は通常は学校の場合は中尾から大楠小学校までですけども、土曜日はバスセンターまで来れるわけです、通学区間に区切っていませんので。

そういう事で色々な活用の仕方があると思うんですけども、川内線は元々川内から彼杵小学校までですので、そういう利用があるのかどうか、実際やってみて、1回1回100円払うよりも定期券が良いということであれば、早急に具体的なものをして行きたいと、先ずは実態を見ながら考えて行きたいと。

只、千綿地区の東部循環線について実態はそういう事になっていなかったという事でありました

ので、実態を見ながらやって行きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

9 番議員、樋口君。

○9 番（樋口庄次郎君）

今、川内線のことで話がありましたけれども、私は樋口部落に住んでいるんですけども、樋口の児童生徒が川内路線を利用して良いものか、それとも川内線の入り口にバス停を設けられたら、子ども達も町まで歩いて行くより近いと思うのですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（紙谷修君）

町営バスの目的というのは、白ナンバーで出来る特例措置なんですよ。

あくまでも公共交通があるところについては、言葉はどうか知りませんが、邪魔しないところですので、現在の所、国道 34 号線は JR バスが通っていますので、その JR バスを利用できる環境にあるのかどうか、それは私は良く知りません。

その時間帯に樋口のバス停から JR バスに乗って、彼杵小学校に来るのがあるのかどうか知りませんが、そういうバス路線がないところに白ナンバーで出来るというのが、陸運局の特例の運行ですので、その辺はそういう捉え方で持っていけないと、地域公共交通会議でアウトという事になれば、もうこれは川内線すら運行できなくなります。

34 号線を通っているわけですから。

だからやはり公共交通と共存共栄を図りながら、役割分担しながら我々も公共交通と公共交通はバスだけではありません、後はタクシー業界もあります、そういうのに対して適正な友好関係といいますか、役割分担といいますか、それを確保していかなければと思っていますので、現行では先程総務課長が申しましたような運行を計画しております。

○議長（森敏則君）

9 番議員、樋口君。

○9 番（樋口庄次郎君）

この前、地区の自治会がありまして、その席の場で区長さんがそういうことが出来ないだろうかと質問がありましたので、今回質問させて頂きました。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 22 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 22 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 22 号東彼杵町町営バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 23 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（森敏則君）

日程第 15、議案第 23 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（紙谷修君）

それでは、議案第 23 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますけれども、提案の理由に示しておりますとおり、南高北東部環境衛生組合が解散するという事に伴いまして、本町の議決を要するものでございます。

内容等につきましては、総務課長に説明させますので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

説明を加えます。

提案の理由に書いてありますとおり、南高北東部環境衛生組合、この団体につきましては旧有明町に存在するゴミ処理施設であります。

今回他組合への業務等の統合によりまして、この組合が解散するという事でありまして、この組合は事務的な事業につきまして、長崎県市町村総合事務組合に加盟しておりました。

新旧対照表を開いて頂きまして、右側が現行で左側が改正後でありますけれども、その中段に第 3 条第 9 号に関する事務、これにつきましては地方公務員災害補償法に係る事務でございます。

右側にあります南高北東部環境衛生組合が左側でなくなるという事です。

次のページの一番最後にあります第 3 条第 13 号に関する事務、これは職員の研修に関する事務です。

これについても今回、南高北東部環境衛生組合がなくなるという事でございます。

構成団体の町の議会の議決が必要ですので、今回議決の提案をしたものでございます。
宜しく申し上げます。

○議長（森敏則君）

これより質疑を受けます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 23 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議案第 23 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 23 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第 16 発議第 1 号 東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を呼びかける決議

○議長（森敏則君）

日程第 16、発議第 1 号、東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を呼びかける決議を議題とします。

発議を局長に朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

本案について提出者の説明を求めます。

福田議会運営委員長。

○2 番（福田修君）

我々が出来る事は何なのかと、我々の議会の中で考えた時に、出来ることからやっっていこうとい

う中で、この呼びかける決議を致しました。

それでは提出の理由を申し上げます。

今回の地震と津波によって犠牲となられた方に、謹んで哀悼の意を表すると共に、国の責任に於いて被災者の救済、支援並びに被災者の復旧に向けて補正予算の編成を含め、万全の対策を講じるよう要請するものでございます。

宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

これから提出者に対して質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って発議第1号、東北地方太平洋沖地震で被災された方々への支援を呼びかける決議は原案のとおり可決されました。

被災された方々にお見舞いを申し上げますと共に、一日も早く復興されます事を、心からご祈念申し上げます。

ここで暫時休憩致します。

資料を配布します。

暫時休憩（午前11時31分）

再開（午前11時32分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。

只今、総務文教厚生常任委員長から、発議第2号、改正容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1とし、議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1とし議題とする事に決定しました。

追加日程第1 発議第2号 改正容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

○議長（森敏則君）

追加日程第1、発議第2号、改正容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書を議題とします。
局長に発議を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案者の説明を求めます。
堀総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（堀進一郎君）

それでは提出の理由を申し上げます。
現行の容器包装リサイクル法は、レジ袋有料化を含む排出抑制策は、法律に有料化などの具体的な制度についての規定が置かれず、あくまでも業者の自主的な取り組みの促進に委ねていること。
併せて事業者の費用負担に比べて、分別収集にあたる市町村の負担が大きく、これでは事業者には発生抑制や環境配慮設計に取り組むインセンティブが生まれてこないことから、実行ある法律への見直しを強く求めるためであります。

○議長（森敏則君）

これから提出者に対する質疑を行います。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。
発議第2号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。
従って、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、発議第2号、改正容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書については、原案のとおり可決されました。

この意見書は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣に送付する事にします。

日程第17 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程第17 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規程によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長報告からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定しました。

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第19 特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件、及び 日程第19、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を一括議題とします。

議会運営委員長から平成23年5月21日までに開催される定例会及び臨時会の議会運営について、議会広報編集特別委員長から平成23年5月21日までの発行する議会だよりについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件、及び特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件は、継続調査とする事に決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉会（午前 11 時 43 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ない事を証明する為に署名する。

平成 23 年 9 月 15 日

議 長 森 敏 則

署名議員 後城 一雄

署名議員 堀 進一郎